

(10) 利用施設への誘導

① エレベーター

エレベーターにおいては、点字表示のある乗場ボタンの位置に線状ブロックで誘導する。

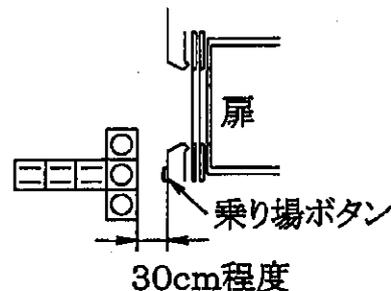
点字表示のある乗場ボタンの前には、点状ブロックを敷設する。敷設の位置は、点字表示のある乗り場ボタンから30cm程度離れた個所とする。

<解説>

視覚障害者がエレベーターを利用する場合、乗場ボタンの位置を知る必要がある。そのため、点字表示のある乗場ボタンの位置に線状ブロックで誘導する。

誘導の際には、壁から30cm程度離して点状ブロックを敷設し、線状ブロックをその点状ブロックに接続させる。この点状ブロックは、点字表示のある乗場ボタンを押すために近づいてきた視覚障害者が、ボタンが設置された壁に衝突することをさけるために敷設するものである。一般に進行方向に向かって1列(30cm幅)の敷設の場合は跨ぎ越す恐れがあり、視覚障害者誘導用ブロック(この場合は点状ブロック)のみによって注意喚起を行なう場合には2列(60cm幅)の敷設が必要である。しかし、進行方向が壁である場合は、足もとの視覚障害者誘導用ブロックで確認するより先に、白杖で壁を感知することが可能である。この場合、むしろ、白杖で感知したものが一時的に進路上に置かれた障害物であるのか、あるいは壁であるのかを判断できるようにすることが必要である。このため、視覚障害者が立ち止まって足元の点状ブロックを確認できるようにしておけばよいので、敷設は1列でよい。

図10-1 エレベーターへの誘導



② 便所

便所においては、便所出入口の壁面にある点字等による案内板の位置に線状ブロックで誘導する。

便所の点字による案内板の前に敷設する点状ブロックの位置は、点字等による案内板から30cm程度離れた個所とする。

<解説>

視覚障害者が便所を利用する場合、まず男女別の便所の位置を確認する必要がある。さらに、便所の中での便器等の配置が確認できれば、便所の利用がよりしやすくなる。そのため、便所出入口の壁面にある点字等による案内板の位

置に線状ブロックで誘導する。

誘導の際には、点字等による案内板が設置された壁に衝突することをさけるため、壁から30cm程度離して点状ブロックを敷設し、線状ブロックをその点状ブロックに接続させる。その理由については、「① エレベーター」で述べたとおりである。

図10-2 便所への誘導

